

知って
おきたい!!

あんしん耳より情報

万一のとき、知っているのと得する「公的な保険制度」について、ご紹介します。



TOKIO MARINE
NICHIDO

世帯主に万一の場合の 公的な保障、「遺族年金」を ご存知ですか？

遺族年金は、国民年金や厚生年金の制度で、
世帯主が亡くなられた場合に、残されたご家族に支給されます。
亡くなられた方の職種や収入、家族構成などによって
その額と支給期間が決まります。

例えば 配偶者(無職・女性)とお子様(18歳まで)が受け取れる遺族年金は…

世帯主の職種 子どもの数	遺族年金(月あたり) 平成20年度価格	
	会社員 遺族厚生年金 ^{※1} + 遺族基礎年金 ^{※2}	自営業 遺族基礎年金 ^{※2}
3人	約15.3万円	約11.0万円
2人	約14.7万円	約10.4万円
1人	約12.8万円	約8.5万円

※1 遺族厚生年金の算出条件 平均標準報酬月額:30万円 平成15年3月以前の被保険者期間:240か月
平均標準報酬月額:40万円 平成15年4月以降の被保険者期間:60か月

※2 遺族基礎年金は、お子様が18歳に達すると減額または支給停止となる場合があります。

本記載は、平成20年3月現在の遺族年金(社会保険制度)の概要を説明したものです。将来的に制度変更などにより内容が変更される可能性もございます。詳細につきましては、所轄の社会保険事務所等にご確認ください。



つまり、遺族年金には
生命保険と同じような機能があります。

そこで! 遺族年金とあわせて
毎月の保障を準備する、
わかりやすい生命保険をご提案します。

お給料のように死亡保険金を 毎月受け取れる定期保険



TOKIOMARINE
NICHIDO

東京海上日動あんしん生命の

家計保障定期保険 [無配当]

3大疾病保険料払込免除特則

一緒に考えようございます。



ご家族の生活を守る、
月々のお金を、

あんしんセエメエ

東京海上日動あんしん生命

あんしんセエメエの詳細は

あんしん生命

検索

保険金のお支払事由について

この保険で支払われる保険金は以下のとおりです。保険金をお支払いできない場合もあります。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

保険金の種類	お支払事由	受取人	免責事由
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金受取人	・責任開始日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき ・保険契約者または死亡保険金受取人が、故意に被保険者を死亡させたとき ・戦争その他の変乱によるとき*
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病が原因で保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	被保険者 (ただし、保険契約者が法人で、死亡保険金受取人が保険契約者である場合には、保険契約者)	・保険契約者または被保険者の故意によって被保険者が高度障害状態になられたとき ・戦争その他の変乱によるとき*

※当該被保険者数の増加が計算基礎に及ぼす影響が少ない場合には、その程度に応じ、保険金の全額もしくは一部をお支払します。

- 保険金のお支払事由が生じた時以後、保険金の受取人から保険金の一時支払またはすえ置支払を選択する旨のお申出がない場合は、保険金の月払給付を行います。
- 保険金を月払給付する場合は、死亡または所定の高度障害状態となられた以後、最初に到来する月単位の契約応当日の前日が第1回給付金お支払日となります。
- 死亡保険金、高度障害保険金は重複してお支払いたしません。

<保険料の払込免除について>

つぎの場合には、将来の保険料のお払込は免除となります。

- 被保険者が、責任開始期以後に不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態になられたとき
- 3大疾病保険料払込免除特則が付加されている場合で、被保険者が悪性新生物(がん)^(注)、急性心筋梗塞、脳卒中の以下の所定の疾病状態になられたとき
 - ・悪性新生物(がん)については、責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後の保険料払込期間中に、初めて(責任開始期前の期間を通じて初めてとします。)悪性新生物(がん)に罹患し、医師により病理組織学的所見(生検)によって診断確定されたとき
 - ・急性心筋梗塞については、責任開始期以後の疾病を原因として、保険料払込期間中に急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき
 - ・脳卒中については、責任開始期以後の疾病を原因として、保険料払込期間中に脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、まひ等の他覚的な神経学的後遺症および労働の制限を必要とする状態のいずれもが継続したと医師によって診断されたとき
- (注)・責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前(責任開始期前を含みます。)に悪性新生物(がん)に罹患したときは、責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後の保険料払込期間中に新たに悪性新生物(がん)に罹患しても保険料のお払込を免除いたしません。
- ・「上皮内がん」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は、お払込の免除対象の悪性新生物(がん)ではありません。

生命保険募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。当社の取扱者/代理店(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込に対して当社が承諾したときに有効に成立します。なお、当社の取扱者/代理店である生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、当社総合カスタマーセンターまでご連絡ください。

配当について

この保険は無配当保険ですので配当金はありません。

死亡保険金等の税法上の取扱について

以下は、平成23年10月現在の税制に基づき一般的な取扱です。今後変更となる場合もあります。個々のお客様の実際の税務処理については、所轄の税務署・税理士等専門家にご確認ください。

- 契約者・被保険者・受取人の関係、保険金のお取方法によって、次のとおり、課税が異なります。

契約形態	課税の種類		
	死亡保険金を一時受け取りした場合	死亡保険金を毎月受け取りした場合	
		死亡時 ^{※2}	月払給付の受取時
契約者と被保険者が同一人	相続税 ^{※1}	相続税 ^{※1}	所得税(雑所得) ^{※3}
契約者と受取人が同一人	所得税(一時所得)	—	
契約者・被保険者、受取人がそれぞれ別人	贈与税	贈与税	

※1 契約者と被保険者が同一で、死亡保険金の受取人が被保険者の相続人の場合、死亡保険金(死亡保険金の毎月受取を選択した場合は年金受給権評価額)は「500万円×法定相続人の数」を限度として非課税扱となります。

※2 死亡保険金の毎月受取を選択した場合の死亡時の年金受給権評価額は、相続税法に基づき計算されます。

※3 死亡保険金の毎月受取を選択した場合の毎年の雑所得の計算式は以下のとおりとなります。

(その年に受け取る給付金額) - (その年に受け取る給付金額 × 必要経費率*)

*必要経費率(小数点第3位以下切り上げ) = (家計保障定期保険の既払込保険料合計額) ÷ (月払給付金の総額)

上記計算式による金額が25万円以上となる場合、その金額の10%を源泉徴収して当社が国に納付します。

- 高度障害保険金、リビング・ニース特約の特定状態保険金については、受取人が被保険者のときおよび被保険者の配偶者もしくは直系血族または生活を一にするその他親族のときは、全額非課税となります。

この保険では、契約者貸付はお取り扱いしていません。

ご契約の際には「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。お申込の前に必ずお読みいただき、内容をご確認ご了解のうえ、大切に保管してください。

主な記載事項	● 保険の特長と仕組	● 保険金・給付金等のお支払	● 契約者配当	● 解約返戻金	● 特約について
	● クーリング・オフ	● 元本欠損が生じる場合	● 健康状態・職業などの告知義務	● 保険会社の責任開始期	● 保険会社

保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている定期保険です。「保険種類のご案内」は、当社の取扱者/代理店または営業店にご請求ください。

保険金・給付金、保険料のお払込免除を確実にご請求いただくために指定代理請求人をご指定ください。

指定代理請求について

保険金・給付金受取人(=被保険者)が保険金・給付金のご請求ができない特別な事情がある場合、保険契約者(=被保険者)が保険料のお払込免除のご請求ができない特別な事情がある場合等、あらかじめ指定された「指定代理請求人」が代理請求することができます。

ご請求できない「特別な事情」とは、「傷害または疾病により、保険金・給付金等を請求する意思表示ができない場合」

「傷病名の告知を受けていない場合」「その他これに準じた状態である場合」です。

代理請求をされる場合のご留意点

代理請求により、保険金・給付金等をお支払いした場合や保険料のお払込免除をした場合、被保険者にはその旨をご連絡いたしません。保険金・給付金等のお支払い後や保険料のお払込免除後に、被保険者(または保険契約者)から契約内容についてご照会があったときは、保険金・給付金等をお支払いした旨や保険料のお払込免除をした旨、回答せざるをえないことがあります。このため、被保険者(または保険契約者)に傷病名等を察知される可能性があることをご了承ください。詳しくは「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

ご請求は漏れないようお気をつけください

請求のご連絡先

● 総合カスタマーセンター

☎ 0120-536-338

受付時間 平日9:00~18:00、土曜9:00~17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

● 当社ホームページからもご連絡いただけます。
<http://www.tmn-anshin.co.jp/>

取扱者/代理店

空間工房 T A T

刈谷市末広町1-18-7 フォレスト106 〒448-0802

TEL 0565-28-7627

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

東京都中央区銀座5-3-16 〒104-0061

URL: <http://www.tmn-anshin.co.jp/>

<生命保険についてのご相談・お問い合わせは>

総合カスタマーセンター

☎ 0120-016-234

受付時間 平日 9:00~18:00

土曜 9:00~17:00

(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

本社募資 '11-KF04-031 E76-14010(8) 修増201111



TOKIOMARINE
NICHIDO